

令和8年度 県民・観光客実態調査事業委託業務
企画提案仕様書

本公募は令和8年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるもので、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1. 事業目的

県外・県内日本人客及び外国人観光客の実態、沖縄観光に関する県民の意識やニーズ及び行政に対する要望等について把握・分析を行うことにより、実効性の高い観光施策の企画・立案・評価及び沖縄観光ブランドの構築に資することを目的とする。

2. 根拠法令

受託者は、本仕様書による他、統計法及び県の関係規定に準拠しなければならない。

3. 委託業務内容

本事業は、以下(1)から(3)の調査業務を行う。

受託者は、(1)から(3)の業務を実施するとともに、無効票の減少及び有効票の確保と回収率を上げるための対策を講じ、調査設計から分析までの各工程を通して精度の高い統計調査を実施する。また、調査終了後は確定値を定め報告書を作成し、県へ提出する。

調査事業を実施するにあたり、他団体と連携を図り、再委託の必要がある場合は、その旨企画提案書の【様式5 執行体制】に記載すること。

(1) 国内観光客実態調査

ア. 航空乗客アンケート調査

- ①調査期間 : QRコード方式等により通年での調査を基本とする。
- ②調査対象 : 県内5空港(那覇・宮古・下地島・石垣・久米島)から航空機を利用して県外へ出域する日本人客(主要離島空港から那覇空港行きの県外・県内観光客も対象とする。)
- ③調査項目 : 住所、年代、性別、利用空港、訪問回数、同行者、旅行目的、訪問先、宿泊日数、宿泊施設、活動内容、利用した県内交通機関、旅行形態、県内消費金額等の基本属性調査など。
- ④調査方法 : インターネット上にアンケート回答サイトを作成し、サイトにアクセスできるQRコード等を記載したステッカー等を県内5空港の搭乗待合室の座席背面等に貼付する。なお、貼付するステッカー等のデザインについては各空港の景観に即したデザインを提案すること。
- ⑤標本数 : 那覇空港 5,000 票程度(通年)
宮古空港・石垣空港 合計 3,000 票程度(通年)
その他空港 合計 1,600 票程度(通年)

⑥調査結果：四半期(4—6月期、7—9月期、10—12月期、1—3月期)毎に速報値での報告と年度(4月—3月)確定値での報告を行うものとする。

イ. 県民旅行アンケート調査

①調査期間：年4回実施(四半期毎)

②調査対象：沖縄県民

③調査項目：住所、年代、性別、職業、旅行目的、訪問先、宿泊日数、県内消費額、利用した県内交通機関、旅行形態、満足度など

④調査方法：インターネットによるアンケート調査を基本とする。

⑤標本数：合計1,000票程度(各期250票)

⑥調査結果：四半期毎(1—3月期、4—6月期、7—9月期、10—12月期)に令和6年度(4月—3月)確定値と令和7年(1月—12月)確定値の報告を行うものとする。

(2) 外国人観光客実態調査

ア. 空港アンケート調査

①調査期間：那覇空港国際線及び国内線にて各年4回実施

石垣空港(国際線)及び下地島空港(国際線)にて年4回実施

(国際線:6月、8月、11月、2月の各月のうちの3日間)

(国内線:6月、8月、11月、2月の各月のうちの2日間)

②調査対象：沖縄から出域する外国人(1年以上の滞在者、国内定住者を除く)

③調査項目：国籍、年代、性別、訪問回数、同行者、旅行目的、訪問先、宿泊日数、宿泊施設、活動内容、利用した県内交通機関、旅行形態、県内消費金額、満足度など

④調査方法：那覇空港国際線・国内線ターミナル内及び石垣空港国際線ターミナル内の調査可能な場所において、調査員による聞き取り及び自記式による調査方法を基本とする。

⑤標本数：那覇空港国際線 1,600票程度(各回400票程度)

那覇空港国内線 400票程度(各回100票程度)

石垣空港及び下地島空港 400票程度(各回100票程度)

⑥調査結果：四半期(4—6月期、7—9月期、10—12月期、1—3月期)毎に速報値での報告と年度(4月—3月)確定値での報告を行うものとする。

イ. クルーズ船調査

①調査期間：那覇港にて年6回、石垣港にて年4回、平良港にて年4回実施(各1隻ずつ)

②調査対象：クルーズ船で沖縄を訪れた外国人観光客(乗務員含む)

③調査項目：国籍、年代、性別、訪問回数、同行者、訪問先、活動内容、利用した県内交通機関、旅行形態、県内消費金額、満足度など

④調査方法：各港の調査可能な場所において、調査員による聞き取り及び自記式による調査方法を基本とする。

- ⑤標本数 : 那覇港 540 票程度(各回 90 票程度)
石垣港 400 票程度(各回 100 票程度)
平良港 400 票程度(各回 100 票程度)
- ⑥調査結果 : 四半期(4—6月期、7—9月期、10—12月期、1—3月期)毎に速報値での報告と年度(4月—3月)確定値での報告を行うものとする。

(3) 沖縄観光に関する県民意識の調査

- ①調査期間 : 年1回(9月～2月頃)実施
- ②調査対象 : 県内に居住する満 15 歳以上、満 75 歳未満の男女
- ③調査項目 : 観光客との接点、沖縄観光・観光産業に対する意識、観光施策の重要度・達成度、観光客来訪による影響、観光税導入・持続可能な観光に対する意識、将来の沖縄観光のあり方や観光行政に関する意見 など
- ④調査方法 : 郵送又は Web アンケート調査、若しくは郵送と Web アンケートを併用した調査
- ⑤標本数 : 調査地点数 200、標本数 2,000 人
 - 標本設定に係る地域の分類については、沖縄県の市町村を北部、中部、那覇市、南部、宮古、八重山の6地域に分類する。標本の地域別割り当てについては、原則、2,000 標本を人口に応じて比例配分することとする(層化二段無作為抽出法)。
なお、宮古地域、八重山地域については、他の地域に比べ2倍の標本数を割り当てるこことする。

4. 提案にあたって留意すべき事項等

上記3(1)～(3)の具体的な内容について企画提案すること。なお、提案にあたっては、以下の事項に留意のうえ提案すること。

※提案事項は【様式4 応募様式】を確認すること。

- (1) 調査の設計から実施、集計・分析、報告書作成までの一連の工程・内容について具体的な案を提案すること。なお、アンケート調査の項目等については、前回の調査項目等を基本とすること。
- (2) 偏りのない標本を得るなど精度をいかに確保していくのかを提案すること。
- (3) 必要な標本数を得るためのインセンティブについて提案すること。
- (4) 3(1)アの航空乗客アンケート調査や3(2)アの空港アンケート調査において、その具体的な内容を企画提案すること。
- (5) 3(1)～(3)に記載の調査方法等を基本とするが、調査精度の向上や調査の効率的な実施をはかることが見込まれる場合、「5. 経費限度額」の範囲内で標本数、調査項目等について、本仕様書と同等以上の提案をすることは可能。なお、調査方法等について独自の提案をする場合は、当該調査方法等を提案した経緯、理由等を記載すること。

5. 経費限度額

令和8年度提案額は55,693 千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)以内とする。

※企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

※経費提案についての注意事項は【様式7】を確認すること。

※再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者(共同企業体構成員を含む)が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注(請負契約)に必要な経費も対象とする。

6. 実施期間

契約締結の日から令和9年3月 31 日

7. 成果品の提出

本委託業務の受託者は、下記の成果品を契約期間内に提出するものとする。

- (1) 3(1)～(3)の調査に係る報告書(電子ファイル) 一式
- (2) 沖縄観光に関する県民意識調査結果の概要報告書(電子ファイル) 一式
- (3) クルーズ調査結果の概要報告書(英語版・海外船社提供用・15 ページ程度)
(電子ファイル) 一式

8. 委託業務の経理

本委託業務は、業務完了時に契約額の範囲内で、業務実施に要した経費を精算するものであるため、以下の点に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、実績報告書を提出すること。
- (2) 委託料の支払については、委託業務に係る経費の支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類(領収書など)を沖縄県が検査し、精算額として確定させた上で支払うものであること。
- (3) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (4) 委託業務にかかる経費の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理保管しておくこと。
- (5) 委託料の支払いについては、精算払いを原則とし、必要に応じて概算払いに応じるものであること。ただし、概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して概算払請求計画書(任意様式)を作成し、契約締結までに県に提示すること。
- (6) 委託業務の実施にあたって、財産の取得は認めない。

9. 再委託の制限等

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務(以下、「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異

なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・契約金額の50 %を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・履行にあたり特殊な技術能力等を必要とする業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲及び再委託の承認

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○再委託により履行する部分

(第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務範囲)

- ・Webアンケート等のインターネットを利用する調査(調査設問項目作成を除く)
 - ・外国語を必要とする調査員の手配に関する業務
 - ・現地調査員の手配に関する業務
- (うち、その他、簡易な業務)
- ・空港制限区域内での警備業務
 - ・資料の収集・整理
 - ・複写・印刷・製本
 - ・原稿・データの入力及び集計
 - ・原稿・データの入力及び集計等、単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

※ アンケート調査票配布業務等、調査事業を実施するにあたり、他団体と連携を図り、再委託の必要がある場合は、その旨企画提案書の【様式5 執行体制】に記載すること。

10. その他

- (1) 本事業において作成されるデータ及び報告書等の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- (2) 沖縄県と受託者は、本事業が円滑に行われるよう連携を密にし、適宜調整を図りながら実施する。
- (3) 本仕様書記載の委託業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。

(4) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。また、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は沖縄県観光政策課と協議すること。